

1 中小企業者等について

(1) 「中小企業者」及び「小規模企業者」

① 中小企業者の範囲

中小企業者の範囲については、中小企業基本法において、おおむね次のように定めており、中小企業支援法第2条によると、中小企業者の定義について、次の各号の「いずれかに該当する者」としている。

業 種	常時雇用する従業員・資本金規模
① 製造業・建設業・運輸業 その他の業種(②～④を除く)	300人以下又は3億円以下
② 卸 売 業	100人以下又は1億円以下
③ サ ー ビ ス 業	100人以下又は5千万円以下
④ 小 売 業	50人以下又は5千万円以下

つまり、従業員規模か資本金規模のどちらかが上記の条件を満たしていれば中小企業者となる。たとえば、工業の場合は従業員数が300人以下の企業であれば、その資本金が3億円を超えていても中小企業者である。

また、中小企業支援法施行令では、次の業種について以下の通り定めている。

① 製造業

- ・ ゴム製品製造業…常時雇用する従業員900人以下

③ サービス業

- ・ ソフトウェア業・情報処理サービス業…常時雇用する従業員300人以下
- ・ 旅館業…常時雇用する従業員300人以下

② 小規模企業者の範囲

中小企業基本法で定める小規模企業者の範囲は、次のとおりとなっている。

なお、平成26年6月27日に制定された「小規模企業振興基本法」においても、小規模企業者については、中小企業基本法の定めのとおりとなっている。

業 種	従 業 員 規 模
製造業 ・ その他	常時雇用する従業員の数が20人以下
商 業 ・ サービス業	常時雇用する従業員の数が5人以下

また、次の業種については、中小企業関連法における政令に基づき、以下のとおり定めている。

- ・ 宿泊業・娯楽業（サービス業）…常時雇用する従業員20人以下